

表1 高額療養費計算方法 (A、B、Cの額は表2参照)

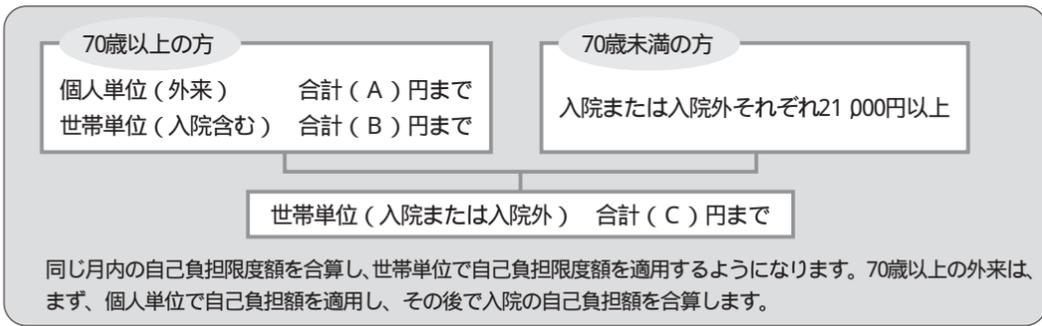


表2 国民健康保険における高額療養費の自己負担限度額(月額)

(老人保健の対象にならない方)	70歳以上の方		70歳未満の方		
	外来個人単位(A)	入院を含めた世帯単位(B)	国保世帯全体(C)	通常右記以外	過去12カ月間に4回以上で4回目以降
注)1 現役並み所得者	44,400円	注)2 80,100円	注)5 上位所得者 一般	注)6 150,000円 注)7 80,100円	83,400円 44,400円
一般	12,000円	44,400円	注)5 上位所得者 一般	注)6 150,000円 注)7 80,100円	83,400円 44,400円
注)3 低所得者(低)	8,000円	24,600円	低所得者	35,400円	24,600円
注)4 低所得者(低)	8,000円	15,000円			

注)1 同一世帯に課税所得が145万円以上の国保被保険者 70歳以上または老人保健で医療を受ける方がいる方。ただし、国保被保険者(70歳以上または老人保健で医療を受ける方)の収入の合計が、2人以上の場合は621万円未満、1人の場合は484万円未満であると申請した場合は「一般」の区分と同様になります

注)2 医療費が267,000円を超えたときは、超えた分の1%を加算します。ただし、過去12カ月間に4回以上高額療養費の支払いがあった場合、4回目以降は44,400円となります

注)3 世帯主および国保加入者全員が市・都民税非課税の世帯の方

注)4 世帯主および国保加入者全員が市・都民税非課税の世帯で、その世帯の所得が一定基準以下(単独世帯で年金収入が約80万円以下)の方

注)5 基礎控除後の総所得金額等が600万円を超える世帯

注)6 医療費が500,000円を超えたときは、超えた分の1%を加算します

注)7 医療費が267,000円を超えたときは、超えた分の1%を加算します

国民健康保険

情報

医療費が高額になったときは



1カ月間に保険医療機関で掛かった医療費が自己負担限度額を超えたときは、その超えた額が高額療養費として支給されます(表1・表2参照)。

該当した方へは、原則、高額療養費の支給のお知らせを郵送します。必要事項を記入し、被保険者証と領収書を添付の上、申請してください。保険医療機関への医療費支払い済みの確認は、原則、領収書で行っていますので、医療費の領収書は金額にかかわらず大切に保管してください。限度額適用認定証の交付を受けている方は、保険医療機関の窓口での医療費の支払いの際に高額療養費相当分を差し引いて支払うことができます。

急な病気で病院に掛かったときは
出先で急に具合が悪くなる

等やむを得ない事情があったり、保険医療機関の窓口で被保険者証を提示せず医療を受けたときには、世帯主からの申請によって後から保険給付の払い戻しが受けられます。必ず保険治療であることを病院等に申し出てください。

《手続き方法》



①被保険者証を提示せずに病院等に掛かったとき
診療報酬明細書(レセプト)、領収書(原本)、被保険者証、世帯主名義口座番号、認め印

②柔道整復師の施術料
治療明細書、領収書(原本)、被保険者証、世帯主名義口座番号、認め印

③医師が認めた、はり、きゅう、マッサージ等
医師の同意書、領収書(原本)、被保険者証、世帯主名義口座番号、認め印

④海外療養費
診療明細書(原本、日本語訳)、領収書(原本、日本語訳)、被保険者証、世帯主名義口座番号、認め印

⑤海外療養費
診療明細書(原本、日本語訳)、領収書(原本、日本語訳)、被保険者証、世帯主名義口座番号、認め印

⑥海外療養費
診療明細書(原本、日本語訳)、領収書(原本、日本語訳)、被保険者証、世帯主名義口座番号、認め印

老・福をお持ちの方へ

介護福祉課から保険年金課に担当窓口の場所が変わります

5月7日(月)から

4月1日号の広報紙でお知らせしました通り、健康福祉部介護福祉課医療係は、4月1日付の組織改正に伴い、市民部保険年金課高齢者医療係に名称が変更になりました。4月以降も引き続き今までの介護福祉課の場所で業務を行っていますが、5月7日(月)からは同じ市役所1階の保険年金課へ手続き等の窓口が移動します。

なお、取り扱う業務の内容はこれまでと同じで、国の老人保健制度と、都の老人医療費助成制度福です。

また、問い合わせの電話番号も変わりません。詳しくは保険年金課高齢者医療係(内線2551、2552)へ。

児童手当

所得超過(消滅・却下)の確認をお願いします

19年6月分からの手当が19年度(18年1月1日~12月31日)所得で判定します。今まで所得超過により支給できなかった方も、所得の減少または扶養人数の増加、国民年金から厚生年金に変更された方などは支給できる場合があります。



6月分からは、受給するには5月中の申請が必要です。詳しくは子育て支援課☎470・7736へ。

募集



市職員(保健師)募集職種等

募集職種	募集人員	受験資格等
保健師	若干名	昭和42年4月2日以降に生まれ、保健師の資格を有する方

【試験日】5月27日(日) 詳細は同課人事給与係☎470・7716へ。

今年の夏休みに東久留米市にとって大変興味深く、誰もが切なく、そして心温まるアニメーション映画が公開されます。「河童のクワと夏休み」は、神玉町在住の児童文学作家で今年の1月に亡くなられた木暮正夫氏の原作「かつば大さわぎ」「かつばびつくり旅」を基に、映画クレヨンしんちゃんシリーズの監督とスタッフが5年に及ぶ制作期間を経て完成させた作品で、7月28日(土)から全国ロードショーされます。

原作者の木暮氏が生活してきた東久留米市が作品の中で随所に登場します。主人公の康一は「東久留米市の上原家」の小学5年生。通学路として登場する黒目川の遊歩道が河童の「クワ」との出会いの場であるのを筆頭に、人目を避けて暮らす「クワ」をこっそり南沢の湧(ゆ)水地に連れて行ったり、いじめを受けるクラスメートが一人で過ごすのが小山台遺跡公園のベンチだったり...。また、何気ない場面にも、小山生活改善センター前の「力石や清瀬」向かう急坂が使われ、東久留米駅舎をはじめとする市内の町並みが多数登場します。氏の著作は市内図書館に100冊程度ありますので、ぜひお読みください。現在、市内でさまざまな取り組みを検討中です。



わたしの見てある記
市長 野崎重弥